

浜松市公告第883号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年10月9日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ初生店

浜松市北区初生町626番地

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
(変更前)

名称	変更前	変更後	変更年月日
ユニー株式会社	代表取締役 前村哲路	代表取締役 佐古則男	H25.2.21

(2)小売業者の退店

別紙参照

(3)小売業者の入店

別紙参照

3 変更年月日

平成25年10月2日

4 変更する理由

テナント入替えのため